

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和2年度 第1回相模原市廃棄物減量等推進審議会				
事務局 (担当課)		資源循環部廃棄物政策課 電話042-769-8336(直通)				
開催日時		令和2年7月20日(月)～8月3日(月)				
出席者	委員	18人(別紙のとおり)				
	その他	- 人				
	事務局	5人(廃棄物政策課長 他4名)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由		書面会議のため				
会議次第		1 議題 相模原市一般廃棄物処理基本計画 令和元年度(平成31年度) の取組状況について 2 その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の意見、 は事務局の説明)

( 審議を書面等で行った理由 )

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員等が一堂に会する方法により会議を開催することが困難であったため、書面により審議会委員からの意見を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。

### 1 議題

< 相模原市一般廃棄物処理基本計画 令和元年度(平成31年度)の取組状況について >

令和元年度の取組状況について、事務局より説明資料及び意見を求める回答票の送付を行った。

書面により審議を行い、本議案内容について、次のとおり意見があった。

目標が令和9年度になっており、令和元年度の目標が達成したか未達だったかが不明である。

目標は1年毎に立て、達成か未達かを評価し、未達なら令和9年の目標に向けて反省し、是正する必要がある。この計画では反省、是正の規戒がえられない。未達を恐れるな。

令和元年度の各目標値については、取組状況のなかで「計画量」として示している。なお、令和元年度の実績量が計画量に達していない場合は、各施策の見直しを行い、令和3年度の廃棄物処理実施計画に反映させていく。

令和元年度の市民1人あたりの家庭ごみ排出量491g/人・日は令和2年度実施計画に記載された見込み量の478g/人・日と大きく異なっている。

令和2年2月、3月に家庭系ごみが急増したのであれば、その事実を追記してはどうか。

御意見のとおり、令和2年2月頃から、新型コロナウイルスの感染予防のため市民の在宅時間が長くなったため、家の片付けや、家で食事をする機会が増えたことに伴いごみが増加したものと想定される旨の文を追記する。

取組状況P9の記述には「市が設置する(中略)高度処理型浄化槽人口が減少したため、ダム集水区域の公共下水道整備率が低下しました。」とあるが、意味するところが不明瞭である。高度処理型浄化槽対象区域の一部を公共下水道整備区域に変更したということか。

区域の変更はしていない。区域内の高度処理型浄化槽の対象となる戸数を見直し

たことにより、算出式の分母の一部である高度処理型浄化槽人口が減少し、結果的に分母が大きくなったため、ダム集水区域の公共下水道率が減少した。

取組状況 P 9、説明が意味不明。分母と分子がどうなったのかがわからない。

算出式の分子である公共下水道処理人口は平成 30 年度の 22,093 人に対し、令和元年度は 22,115 人と増加した。一方で、分母は高度処理型浄化槽の対象戸数の見直しや人口減少による精査を行った結果、高度処理型浄化槽人口が減となったことにより、分母の合計は、平成 30 年度の 30,388 人に対して令和元年度は 31,036 人となった。以上より、ダム集水区域の令和元年度の公共下水道整備率は 71.3%となった。

取組状況 P 24 の基本施策 1 の下から 2 行目に「火災などの災害時に発生する「罹災ごみ」という記述があるが、一方、市の HP を見ると、通常の火災により発生したごみは罹災ごみの定義に当てはまらないように読める。用語の整理が必要ではないか。

HP ではり災証明書の発行部署がそれぞれ掲載しており、わかりづらくなっている。火災で被害を受けた方へは消防が、火災以外の災害で被害を受けた方へは各区役所がそれぞれり災証明書を発行しており、その証明書を持参の上で持ち込まれたごみをり災ごみとして取り扱っている。

取組状況 P 29 実施事業 2 の取組に、年間の通報が 59 件に対し、悪質な行為者に対する口頭注意 8 件となっている。実際のところ、悪質な行為者は何名いたのか。また、8 件の注意でほぼ対象者をカバーできているということか。

昨年度の通報件数が延べ 59 件に対し、実際に行ったのは、口頭注意を 8 名の者であった。

また、それ以外に数名の者を把握しているところである。引き続き、指導を進めていきたい。

災害時のごみ収集場の確保が急務である。

市で事前に災害廃棄物の仮置場の候補地を設定しておく必要があるのではないか。

災害廃棄物の仮置場については、複数の公園やグラウンド等について、現地調査を通して状況を把握し、候補地としている。

災害発生時は、災害の状況により公園、グラウンド等の使用目的が変わるため、災害対策本部を通じて、被害状況に合わせた場所の選定を行っていく。

ごみ出しが困難な方への対応で、地域のボランティアや介護ヘルパーの訪問があってもごみを出せるのは週 1 回くらいで、せつかく分別してもまとめて出すことになってしまっている。その様な方に対して戸別収集の形を取ることはできないか。

高齢者や病気によりごみ出しが困難な方への支援として、戸別収集は有効な手段であると認識している。

しかしながら特定の市民への戸別収集は難しく、また、市全体の個別収集の実施についても、収集経費が大幅に増加することから、有料化も含めた慎重な検討が必要であると考えている。

ごみ出しが困難な方への支援については、市民の皆様のニーズや課題等の把握に努め、今後とも調査研究を進めるとともに、福祉分野等と連携した対応等の検討も行うことを考えている。

取組状況 P 3 のごみ総排出量の中に災害廃棄物の量は含まれているのか。

令和元年度のごみの総排出量には災害廃棄物の量は含まれていない。

発生する災害によって災害廃棄物の量は変わってくると思うが、災害ごみの発生を減らすことにより安心できる街というイメージにつながると思う。

今後も災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めていく。

令和元年東日本台風の被害の対応にはご苦労されたと思う。昨年度の台風を受けて、「大規模災害への備え」について検討されたことは素晴らしいことで、今後もこのような自然災害が発生する可能性はあるので、取組は続けてほしい。

今後も大規模災害の発生に備えた取組みを続けていく。

令和元年度のごみ排出量に新型コロナウイルス感染予防の影響があると考えているようであるが、それが事実なら令和2年度のごみ排出量にはその影響が大きく現れると考えられる。

令和2年度のごみの排出量については、新型コロナウイルスの影響が大きく現れると考えている。なお、令和2年4月から6月の間の速報値では家庭系ごみは前年度比6.6%増、事業系ごみは前年度比13.8%減となっている。

「令和元年度取組状況」で「調査を行いました」という記述が何か所(P15, 16, 19)があるが、その調査結果について教えてほしい。

取組状況のP15の紙おむつの資源化の動向については、国の策定したガイドラインについての研究を行い、紙おむつの資源化についての現状の把握を行った。

ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度については、他市の取組等を調査した。

P16「ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討」については、大学やリユースショップと連携した「大学リユース市」(東京都八王子市)やホームページへのリユースショップガイドの掲載(千葉県松戸市等)といった取組を行っている自治体があるものの、ウェブを使用したフリーマーケット等の積極的な民間事業者の活用に至った事例はなかった。引き続き他都市事業の調査を行いながら、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討を進めていきたい。

また、P19の一般ごみの処理の有料化に関する他自治体の動向の調査研究については、有料化の先行事例として、他市の状況を調査した結果、有料化後もごみの分別が進んでいない事例がみられた。このことから、ごみの分別の徹底を図った後にごみの有料化を実施することで、ごみの減量効果が高まることが確認できた。

## 2 その他

本市の廃棄物行政について、次のとおり意見があった。

プラごみが世界的な問題になっている。買い物袋は2～3%。もっと大物のペットボトルに課税し、適切処理をしたら返却する等、もっと良い案を考えなければ。令和2年7月21日に行われた中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議（第4回）の中でも、市町村は家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品については、プラスチック資源として分別回収することが求められるとの方向性が示されており、本市としても国等の動きを注視しながら、プラスチック製品の適正処理を進めていきたい。

プラスチックごみに対する収集について。

市民もプラスチックごみが環境に悪影響を及ぼしていることを認識しているはずなので、プラスチックの分別の啓発を推進し、全てのプラスチックが資源として排出されるようにしなければならないのではないかと。

ペットボトルやプラ製容器包装の排出方法について、誤りやすい事例を令和2年8月1日号の広報さがみはらで周知・啓発を行った。

今後も定期的に資源化を推進するため、周知・啓発を行っていく。

不法投棄者への罰則の強化。

ポイ捨てを行う人に対する罰則が軽いため、高額の罰金を科す等して、ポイ捨てを行う人を根絶しなければならないのではないかと。

「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」罰則規定については、空き缶等散乱防止重点地区内におけるポイ捨て行為に対し、指導、勧告、命令に従わなかった場合に罰金に処するという間接罰の手法をとっているところである。罰則を積極的に活用することが本条例の本来の目的ではなく、後ろめたさを持ちながらポイ捨てをしている人に対し、罰則規定を設けることで、意識改革を図り、ポイ捨てを防止していくことを目的としているので、御理解いただくようお願いする。

廃棄物減量等推進審議会の資料では過去のものと重複しているものがあり、紙類の使用が多いように感じる。今後は既に配布している資料は「資料 ～年の～計画」という形で、再配布を避ける方がよいのではないかと。

御意見のとおり、今後は資料の再配布を減らしていきたい。

現在、新型コロナウイルスの影響で、いろいろなイベント活動等が自粛されているが、令和2年度の計画についても同様の対応となるのか。

令和2年7月30日(木)付け「国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応について」において、「市が実施するイベントは12月31日(木)まで原則中止とする。」旨の方針により、市主催のイベントについては原則中止の予定である。

マイバックを使い回すことにより、ウイルス感染のリスクがあるという記事を読んだが、取扱いや使用方法について何か検討している事はあるのか。

現在検討している事項はないが、マイバッグの活用による新型コロナウイルス感染症の感染リスクについて、情報を収集し、必要に応じて周知していきたいと考えている。

前回の審議会の中で「相模原ごみDE71大作戦」が平成22年当時のネーミングのため、新しい活動にしてはどうかという意見があったが、何か検討はしているのか。

「相模原ごみDE71大作戦」で設定した「1人1日当たりの100gの家庭ごみ削減」の目標を達成できていないため、令和2年度から令和9年度のキャッチコピーは従前と同じ「相模原ごみDE71大作戦」に決定した。活動の内容については、従前の取組に加えて、食品ロスに対する取組等、新たな活動も行っていきたい。

男女共同参画推進センターで行われる男女共同参画推進週間事業においてブースを設けて、ごみ減量啓発活動を行ったらどうか。(例：ダンボールコンポスト作り、牛乳パックを使った紙すき体験など)

エコクッキングや食品ロスの削減事業は多くあるが、その他の事業を行う団体が少ないと思う。

男女共同参画推進センターで例年行っているソレイユフェスタについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として不特定多数の参加者が集まるブースを設けない方針とのことであるが、頂いた御意見を参考に、来年度以降の参加について今後検討を進めていく。

コロナ禍で事業系ごみが増えているのは、どのような理由だと考えているか。非常事態宣言が発令される前の令和2年3月までは、経済活動への直接的な制限がなかったため、事業系ごみの量に大きな変化がみられなかったと考える。なお、

非常事態宣言が発令中の令和2年4月、5月の事業系ごみの量は令和元年度比で約20%減となっている。

令和2年度実施計画P7 取組の柱 基本施策2 実施事業2 ごみの資源化の拡大の事業内容にある「事業系ごみへの資源化可能物の混入を防ぐため、少量の資源を一般廃棄物収集と併せて収集する仕組みの検討を行う」とあるが、現状も併せて収集されていると思う。これは処理や積み替え保管のことか。

廃棄物の排出量の少ない小規模事業者においては、分別の意識が低く、事業系一般廃棄物に混入させて処理する傾向にある。そのため、資源化可能物を市の清掃工場等にて一時集約し、一定量保管できた段階で資源化を行うような仕組みを指している。

令和2年度実施計画P8 実施事業3 適正排出の推進の事業内容に「一般廃棄物のマニフェスト導入の検討を行う」とあるが、事業の規模（排出量）が異なり収集作業よりも事務仕事が煩雑でコストの増加につながり、家庭系ごみとして排出される可能性が増えると考ええる。産業廃棄物のマニフェストは適正処理・不法投棄防止を目的としているが、処分方法が決まっている廃棄物には伝票が必要だとは思わない。そのため、多量排出事業者の資源化・減量化報告での指導が良いと考ええる。

本件は、(1)近隣自治体間にごみ処理手数料の差異が生じていることから、近隣市内で収集した廃棄物を、本市の清掃工場に搬入することを防止し、(2)排出事業者自らが排出量を把握・管理することで、ごみの減量化・資源化に関する意識付けを行うことを、主な目的としている。

御指摘の一般廃棄物のマニフェスト導入にあたっては、様々な御意見を考慮するとともに、昨今の社会情勢を見極めたうえで、より適切な把握・管理手段について検討していく。

令和2年度実施計画P9 取組の柱 基本施策1 ごみ処理体制の整備でごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとあるが、共同住宅の一人暮らしは家庭系ごみで搬出ができ、グループホーム等に入居すると事業系ごみになるのをどのように考えているか。

廃棄物処理法の「事業活動に伴って生じた廃棄物」には、事務所や工場から排出された廃棄物のみならず、公共公益事業等も含まれることから、社会福祉事業においても該当すると判断し、グループホーム等については、共同住宅とは異なり、あくまで社会福祉事業として経営されている施設であるため、事業活動から排出されるごみになると考えている。

新型コロナウイルス感染症の影響は広がっており、with コロナの生活はしばらく続くものと考えられる。通勤や外出が抑制され、自宅で過ごす時間が増えるこ

とにより、家庭系ごみが増加するのではないかと。コロナ禍はしばらく続くことから、令和3年度の実施計画では市民の生活変化をある程度予測したものを策定することを希望する。

御意見のとおり、家庭系ごみの量は増加すると考えている。各実施事業において、新型コロナウイルスの影響を精査し、令和3年度の実施計画を策定していきたいと考えている。

コロナで家庭系ごみが増加している。令和2年度はさらなる増加が予想されるので、事業系一般廃棄物、粗大ごみ、食品ロス（外食産業）の増減を含めて詳細に要因を分析し、今後の「with コロナ」に備えること。

御意見のとおり、令和2年度のごみの排出量については、可能な限り詳細な分析を行い、令和3年度の実施計画を策定していきたいと考えている。

さらに、テイクアウトの容器や殺菌用のボトルなど、コロナによってどのようなごみが増えたか、組成調査も詳細に行っていただきたい。

例年実施しているごみの組成調査について、今年度は新型コロナウイルスのリスク等を考慮し、慎重に検討していきたい。

令和2年度（現在）の取組として市に要望したいこと：マスクの散乱防止。捨てようと思って道に捨てている人はいないと思うが、風や不注意でマスクが地面に落ちてしまったら、必ず拾うことをもっとPRしていただきたい。拾われずに道に落ちているマスクが目につく。不織布の素材はポリエステルやポリプロピレンであり、いずれも海に流出すれば海洋プラスチックとなる。

マスクの排出方法について、現在「相模原市家庭ごみ分別サイト」にて啓発している。今後、散乱防止・適正排出を促すため、機会をとらえて周知していく。

PCBの市内の処分状況・保有情報についてどこまで情報を持っているのか。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に定める保管状況の届出等から、市内PCB廃棄物等の処分状況や保有状況を把握しており、PCB廃棄物等を保有している事業者名や保管場所、各種の台数等を把握している。

○高濃度PCB処分期限が2022年3月31日までとなっているが、高濃度PCBの対象物が何件あって、どのくらい量があるのか把握しているのか。

2022年3月31日に処分期限を迎える高濃度PCB含有コンデンサー類及びトランス類については、2019年3月31日時点で当該コンデンサー類が749台であり、当該トランス類では0台となっている。

○低濃度PCBについても2027年の期限までの計画があるのか。

低濃度PCBについては、高濃度PCBと比べ処分期限までの猶予があることから、高濃度PCBを優先して処分指導をしており低濃度PCBについては順次、

計画を策定していく予定である。

○処分が間に合わなかったときの今後の保管義務について説明と、永久管理を市としてどうしていくのか。

御質問のとおり処分期限を過ぎた場合、処分場が閉鎖されることから、PCB廃棄物を処分されなかった事業者については、当該事業者の責任によりPCB廃棄物を継続保管することとなる。そのような事態にならないよう、PCB保有事業者に対し、処分期限内の処分を行うよう継続して指導していく。

○高等学校の在籍生徒達は、市内小学校、中学校の児童、生徒達とは異なり、市外からも多く登校しているのが現状である。そのため、本校生徒達の居住地の区市町村ごとの廃棄物のルールも大きく異なっているため、必ずしも相模原市内のルールを認識できていないこととなっている。

○現在の高校生の多くは、環境への意識も高く、それぞれの区市町村ごとの廃棄物のルールの違いを認識すれば、行動を起こせると思われるので、何か共通理解に役立つようなものがあれば、ありがたい。

高校生をターゲットにした啓発活動は現在行っていないが、ごみ分別アプリやTwitter・LINEといったSNSを活用することで排出ルール等の周知を図ることができるものと考えている。また、頂いた御意見を参考に高校生に向けた新たな啓発活動も検討していく。

○微力ではあるが、少しでも削減に貢献できるように取り組んでいく。

日頃からなにかと課題の多い廃棄物の対応に取り組んでいただき、関係者の皆様に感謝申し上げます。

## 相模原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安達 桂	公募		出席
2	安藤 正義	相模原市老人クラブ連合会		出席
3	大河内 由美子	麻布大学		出席
4	近江 良一	相模原商工会議所		出席
5	落合 幸男	相模原市農業協同組合		出席
6	幸山 隆	相模原地域連合		出席
7	坂本 堯則	相模原市自治会連合会	会長	出席
8	座間 千代子	さがみはら消費者の会		出席
9	須藤 みね子	さがみはらリサイクル連絡会		出席
10	高橋 克典	相模原廃棄物対策協議会		出席
11	成井 マユミ	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら		出席
12	原 正弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会		出席
13	平井 昭彦	相模女子大学		出席
14	藤倉 まなみ	桜美林大学	職務代理者	出席
15	堀川 伸晴	相模原市子ども会育成連絡協議会		出席
16	山口 弘一	津久井地域不法投棄防止協議会		出席
17	山口 正樹	神奈川県立学校長会議 相模原地区会議		出席
18	吉田 貴亮	相模原市廃棄物減量等代表推進員		出席